

1887
2009
6/1

府職の友

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/平井 賢治 編集人/西村 浩美
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

府労組連 夏季闘争
決起集会・デモ
6月4日(木) 18時45分~
府庁玄関前駐車場



5月19日の山場に向けて、夏季要求の前進めざし、職場集会の開催や職場決議のとりくみを進めています。5月から始まっている「9時の庁舎一斉消灯」が超過勤務手当の削減

府労組連夏季闘争

知事「職場環境の充実に努力」

時短、超勤、メンタルヘルス 対策など切実な要求は山積

夏季一時金0・2月凍結反対のたたかいでは、要求から見れば極めて不満足ですが、0・05月凍結幅を縮減させました。夏季一時金の0・15月凍結分の取り扱いは「本年秋に予定されている人事委員会勧告などを踏まえ協議することになっており、凍結分を回復させ、一時金の改善を実現するためにも人事院勧告に向けたとりくみをはじめ、最低賃金引き上げ、非正規労働者の待遇改善、賃金底上げなどのとりくみが重要です。今、民間中小企業の一時金闘争は真只中であり、それに対する支援行動と合わせ、6月~7月にかけて官民共同のとりくみを進めます。

今、6月5日の山場に向

定するよう」との要請を行うなど、当局も一部の職場での個別の検討課題はあるものの、全体としては対応可能」との基本認識を示しています。

減だけが目的になればサービス残業、持ち帰り残業の増大につながります。また、一日の勤務時間短縮については府県で実施されており、総務省が「まだ改定していない団体は早期に改

人事委員会事務局長マニフェスト(案)の撤回等を求め、人事委員会へ要請

府労組連

府労組連は、5月20日、5月13日開催の大阪府戦略本部会議で人事委員会事務局長マニフェスト(案)が審議されたこと

事務局長が任命権者の忠実な執行者

部局長マニフェストは知事等の指示による「戦略課題」について部局長が原案を作成し、戦略本部会議で議論・決定し、その執行に責任を持ち、戦略本部会議で議論・決定し、その執行に責任を持つ。部局長マニフェストは知事等の指示による「戦略課題」について部局長が原案を作成し、戦略本部会議で議論・決定し、その執行に責任を持つ。部局長マニフェストは知事等の指示による「戦略課題」について部局長が原案を作成し、戦略本部会議で議論・決定し、その執行に責任を持つ。

い、その結果等に基づき知事・副知事が人事評価を行う如くに反映させるというものです。中立的機関である人事委員会の事務局長が部局長マニフェストの作成を義務付けられ、任命権者の人事政策の忠実な執行者としての役割を担われることは、法的にも許されません。

2010年度末に向けた動き

府労組連の要請に対し、人事委員会事務局長は、「知事に対する約束ではなく、人事委員会に対する約束である」と橋下知事から「知事部局に準じて取り扱ってほしい」との要請があり、人事委員に報告した上で、戦略本部会議の中で質問に答えたもの「戦略本部会議でのマニフェストの進行管理についても報告を求められる可能性はあるが、知事の総合調整権の範囲内での要請であり、受けざるを得ない」とマニフェストは人事委員会のホームページに載せることとなるなどと回答しました。

中立機関としての責務を果たすべし

府労組連・府職労は大阪府人事委員会が中立機関としての責務を果たし、府職員の生活改善のため努力するよう求めるとともに、大阪府当局の給与制度改善に反対し、賃金・退職金のカット撤回と給与制度の抜本的改善めざしとくみみます。

2009年5月20日

大阪府人事委員会
事務局長 文村 俊三 様

大阪府関係労働組合連合会
執行委員長 辻 保 夫

人事委員会事務局長マニフェスト(案)の撤回等を求める要請書

去る5月13日開催の大阪府戦略本部会議の議事録によると、議論された人事委員会事務局長のマニフェスト案として、「公務員給与と制度に関する調査・研究」として、「従業員規模30人から49人の事業所を対象に、平成21年度の人事委員会勧告後に調査を行う。あわせて、現行制度の検証を図りつつ、賃金センサスのデータの活用など、既存の枠組みにとらわれない公務員給与のあり方を研究し、全国に発信」という内容が明らかにされています。

部局長マニフェストは知事等の指示による「戦略課題」について部局長が原案を作成し、戦略本部会議で議論・決定し、その執行について部局長が責任を持ち、戦略本部会議が目標の点検・測定・進行管理を行い、その結果等に基づき知事・副知事が人事評価を行い処遇に反映させるというものです。いわば知事の方針を忠実に執行するための方針とも言うべきものです。

いうまでもなく、人事委員会は、「人事行政の専門的機関であると同時に任命権者と職員との関係における中立的機関」としての役割や性格を有している機関です。そして、事務局長は「上司である人事委員会の指揮監督の下に、補助執行業務を総括する責任者」です。この点からも、人事委員会事務局長は、人事委員会の方針・決定に基づき事務を遂行することを職責としていることは明らかであり、部局長マニフェストの作成を義務付けられ、任命権者の人事政策の忠実な執行者としての役割を担われることは、法的にも許されません。

同時に、人事委員会事務局長マニフェスト案の内容は、民間給与実態調査のあり方にかかわるものであり、府職員の賃金水準の決定に大きな影響を与えるものです。

府労組連は、大阪府人事委員会に対し、民間実態調査のあり方については調査対象を100人以上規模に戻すなどの要請を行ってきました。しかし、この要請に何ら応えることなく、また十分に協議することなく、研究の方向と具体的な調査についてのこれまでの人事委員会の見解と異なる考え方が示されたことは極めて遺憾です。

これらのことから、下記事項について要請します。

記

1. 知事の方針を執行するための人事委員会事務局長マニフェストは撤回し、作成しないこと。
2. 民間実態調査のあり方については、府職員・教職員の処遇の改善につながる方向での検討を行うとともに、府労組連と十分に協議すること。
3. 人事委員会が中立的機関としての本来の役割を果たすよう事務局長の職責をまっとうすること。

以上

遊歩道

障害者自立支援法改正見直し法案が、閣議決定を経て国会に上程されました。

障害者自立支援法改正見直し法案が、閣議決定を経て国会に上程されました。応益負担を応能負担への方針転換だといいますが、軽減策を受けている場合の負担額は現在とかわらないということだそうです。しかしこれまでの障害者団体の粘り強い運動と昨年10月に全国一斉の訴訟の反響などがもたらした結果でもあります。今、全国の12地方裁判所で第1次訴訟29人と4月1日には第2次訴訟28人が障害者自立支援法訴訟をおこなっています。また、原告は食事や入浴、外出など障害者が人間らしく生きるために最低限必要な支援に「お金を出す」この仕組みは、憲法25条の生存権の理念にも反します。また13条(幸福追求の権利)14条(法の下での平等)にも違反すると訴えています。大阪でも4月1日に新たな6人を加え計11人の原告が立ち上がる中4月4日には「大阪障害者自立支援法の勝利をめざす会」が結成されました。呼びかけ人には藤本義一(作家・大谷昭宏(ジャーナリスト)など多数です。まためざす会では「訴訟を支援する5000人アピール」賛同とワンコインカンパ500円の取り組みもおこなっています。(A)